

第 4 章

参考資料

4-1 色彩関連の解説

4-2 景観育成の基準

4-3 諸制度の位置づけ

4 参考資料

4-1

色彩関連の解説

【色彩の考え方】

建築物や工作物、そして広告物は個人や企業の財産でも、全体の街並みは共有のものというのが景観からの考え方になる。

色彩は比較的容易に個人の考えを出しやすいものであるが、自己主張だけを追及せず、周囲との調和のとれたまとまりをめざす必要がある。

位置づけ

美しい色彩

色彩には調和しやすい組合せがある。【強さをそろえる】【似た色でそろえる】【色合いをそろえる】などの配色の考え方に配慮し、全体としての色彩を美しくすることが可能である。

地域性への配慮

地域や地区の景観の基調になっている地域特性を理解し、穏やかさや落ち着きを守ることが大事になる。特にアクセントとしての賑わいの演出には注意する必要がある。

活用の方向

色の物差し[マンセル表色系]

色彩を正確に表すための尺度として、マンセル表色系を採用する機会が多い。

マンセル表色系ではひとつの色彩を【色相／いろあい】【明度／あかるさ】【彩度／あざやかさ】という3つの属性の組み合わせによって表現している。

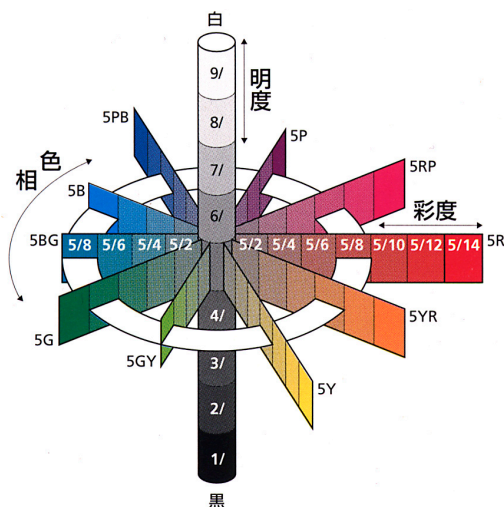
■色相は色合いを表す。10種の基本色[赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫]の頭文字をとったアルファベット (R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP) とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記する。

■明度は、明るさを0から10までの数値で表す。
暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなる。

■彩度は、鮮やかさを0から16程度までの数値で表す。
色味のない純い色ほど数値が小さく、白・黒・グレーなどの無彩色の彩度は0になる。
逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は16程度となる。

これらの3つの属性を組み合わせた表記がマンセル記号で、その表記の意味するところと読み方は、以下のような構成になっている。

表記の内容



参考例に用いている[10YR]は色彩の三属性のうち色相を表す記号で建築外壁や土砂、岩石などで最も出現頻度が高い黄赤系の色相である。

地域の風土との調和が必要な舗装材や架空線の被覆材などへの活用が期待される。

10YR8.0/1.5

10YR 8.0 / 1.5

色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮かさ

読み方 10ワイアール 8.0 の 1.5

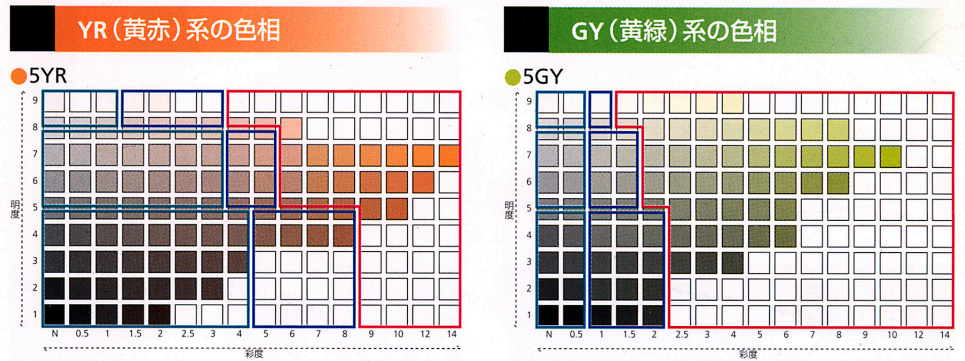
* この資料は印刷による表現であり、実際のマンセル値とは異なります。正確には塗装見本を参考にしてください。

【色彩選択の判断】

色紙の善し悪しを判断する材料として、右に現わすように彩度の高い領域は、基本的に避けたほうがよい。

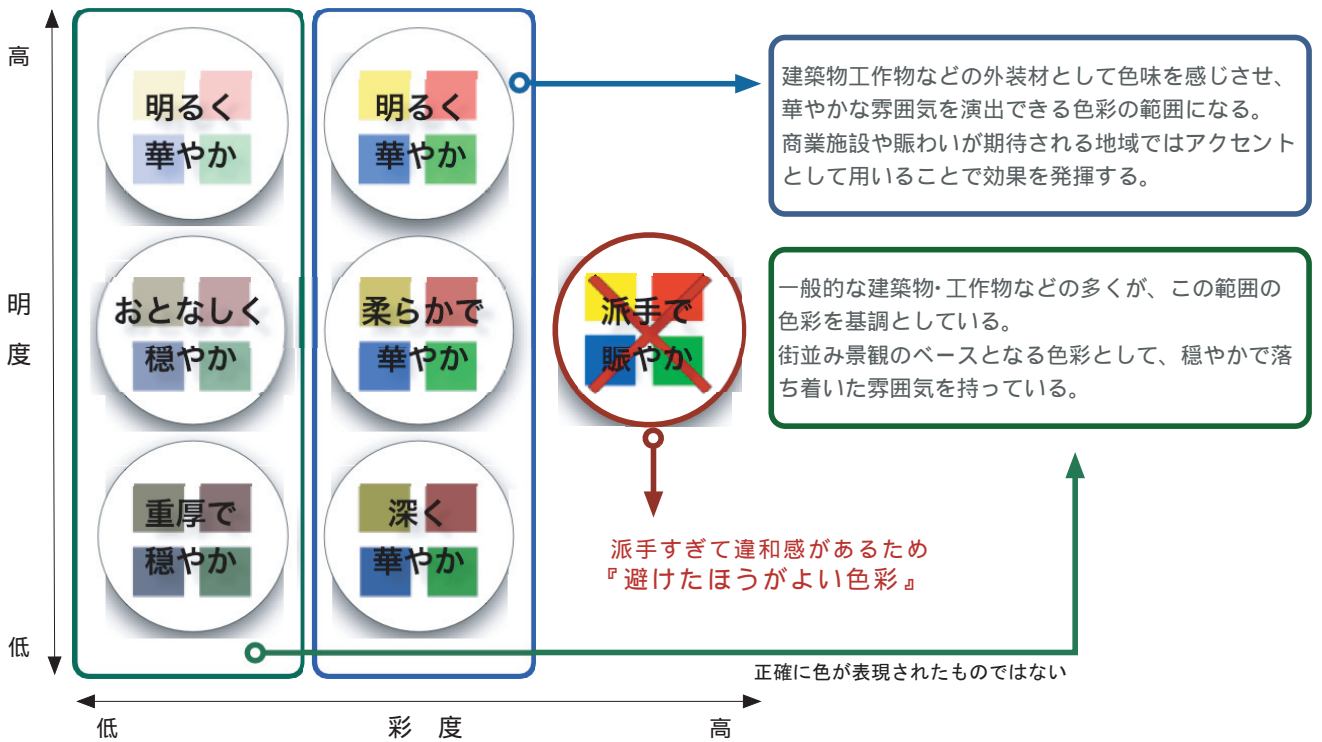
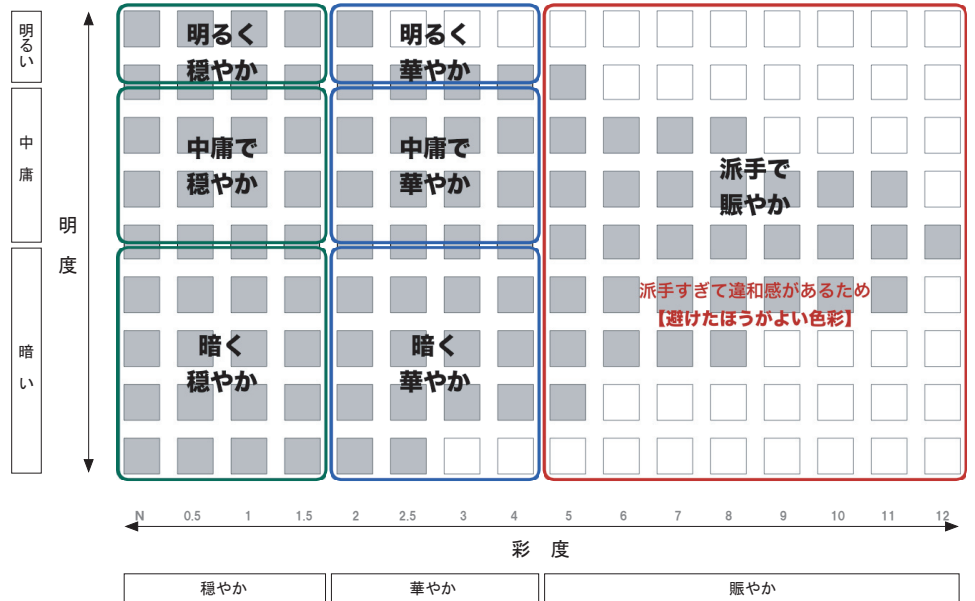
同じ色相であっても、避けるべき領域は、それぞれ異なっている。

また、色彩の調和を考えるとときには、明度の範囲によって安定的なバランスになるよう判断することが望ましい。



日本列島は、縦に長く、植生に幅があるため、各都市では、植生に左右される自然が持つ色彩と地場産業の建材による素材色を基本としながら、一般的な人工材料や塗料が持つ色彩との調和に注意する必要がある。

ただし、アクセントカラーについては、演出性の強いこともあり、使用面積や明度彩度の関係を意識しながら、効果的に活用することが望ましい。



* この資料は印刷による表現であり、実際のマンセル値とは異なります。正確には塗装見本を参考にしてください。

景観育成の基準

4 参考資料

4-2

景観育成の基準

長野県景観育成基準

行為区分	事項		地域区分				
	大区分	小区分	都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域	
建築物等の新築、増築、改築又は外観の変更	ア 配置	(ア) 道路からの位置	周辺と壁面線をあわせつつ、極力道路から後退し連続した沿道の空間を構成するように努めること。	特に支障のある場合を除いて、5m以上道路から後退するよう努めること。	道路からできるだけ後退し、道路側に空気を確保するよう努めること。	道路側に既存林を残せるように10m以上道路から後退するよう努めること。	
		(イ) 隣接地からの位置	隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。	隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。			
		(ウ) 敷地内の配置	敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺（自然資源）がある場合は、これを生かせる配置とすること。				
		(エ) ランドマークとの関係	地域のランドマークやスカイライン等への眺望を阻害しないような配置とすること。	地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とする。稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。			
イ 規模	(ア) 規模の調和	周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする					
	(イ) 高さ	高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。	高層の場合には、空気を十分にとり圧迫感等を生じないよう努めること。	個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。	高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には、周辺景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。		
ウ 形態・意匠	(ア) 形態・意匠の調和、まとめ	周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりある形態とすること。					
	(イ) 形態・意匠における周辺景観との調和	周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	背景のスカイライン及び田園の広がりにも調和する形態とすること。	周辺の山並みと調和する形態とすること。		
	(ウ) デザイン、屋根	建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美やランドマークの形成にも努めること。	建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。	屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。	屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は周辺のスカイラインとの調和に努めること。		
	(エ) 伝統的様式の尊重・継承	周辺に伝統的な様式をもつ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努めること。					
	(オ) 壁面	大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。					
	(カ) 意匠による圧迫感軽減	周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。					
	(キ) 河川・鉄道及び道路に面する部分	河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。					
	(ク) 屋上設備	屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。					
	(ケ) 非常階段等付帯設備	非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、複雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。					
	エ 材料	(ア) 調和・耐久性	周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。				
(イ) 反射光のある素材		反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。	反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をする。			

行為区分	事項		地域区分				
	大区分	小区分	都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域	
オ 色彩等		(ウ) 地場の素材	地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。				
		(ア) 色彩の調和	けげげげしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	けげげげしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は建築物等と調和した色調とすること。	けげげげしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。	けげげげしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	
		(イ) 多色使い・色数	多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	使用する色数を少なくするよう努める。			
		(ウ) 照明	照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。				
	カ 敷地の緑化		(ア) 敷地境界の処理	敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。			
			(イ) 緑化による圧迫感の軽減	周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。			
		(ウ) 駐車場等の処理	駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。				
		(エ) 樹種	使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	使用する樹種は周辺の樹林等周辺景観と調和するものとする。			
		(オ) 水辺の処理	河川等がある場合は、樹木を活用して水辺の景観に配慮すること。				
キ 特定外観意匠（屋外における広告物の表示又は掲出）		(ア) 配置 ① 道路からの位置 ② ランドマーク等との関係	道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。				
		(イ) 規模、形態・意匠	基調となる周辺の景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。				
		(ウ) 材料 ① 調和、耐久性 ② 反射光のある素材	周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。				
		(エ) 色彩等 ① 色彩の調和 ② 多色使い、色数 ③ 光源	けげげげしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	けげげげしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とする。	けげげげしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。	けげげげしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	
	土地の形質の変更	ア 法面、擁壁	大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は緩やかな勾配とし、緑化に努めること。				
		イ 擁壁の工夫	擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺景観との調和を図ること。				
ウ 樹林、水辺の活用		敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。					
土石の採取及び鉱物の掘採	ア 遮蔽	周辺からは目立ち難いよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。					
	イ 事後の緑化	採取後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。					
屋外における物件の集積又は貯蔵	ア 高さ、積み上げ方法	物品を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然とかつ威圧感のないように積み上げる。					
	イ 遮蔽	道路等から見え難いよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。					

景観育成デザインマニュアル
長野県

発行



平成19年3月

編集発行



長野県 企画局 土地・景観課



〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 **026-235-7348**

FAX **026-235-7479**

Eメール tochi-keikan@pref.nagano.jp